

# 公 告

次の地区計画を変更するため、半田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成３年半田市条例第４５号）第２条の規定に基づき、当該地区計画の原案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、関係住民及び利害関係人は、公告の日から３週間以内に当該地区計画の原案について半田市長に対し、意見書を提出することができる。

令和８年９月３日

半田市長 久 世 孝 宏

## １ 地区計画の種類及び名称

知多都市計画半田運河周辺地区計画

## ２ 位置、区域及び面積

半田市東本町二丁目、中村町一丁目及び二丁目、荒古町一丁目及び二丁目、船入町、東雲町、源平町、新栄町、幸町の各一部

約 9.4ha

## ３ 縦覧場所

半田市役所建設部都市計画課

## ４ 縦覧期間

令和８年９月４日（金）から令和８年９月１８日（金）まで  
ただし、土曜日・日曜日及び受付時間外を除く。